

令和 7 年 1 月 10 日

第 1 回

# 議 事 録

小国町農業委員会

## 令和7年第1回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		欠席
会長職務代理者	1番	穴井 英雄
委 員	2番	田代 カズヨ
	3番	穴井 幸子
	4番	欠席
	5番	時松 達也
	6番	飯沼 由彦
	7番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員 下城地区 宮崎 徳雄、中村 孝

4. 欠席委員

石松 雄平会長、松野 英一農業委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
～番号7 計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹

事務局職員（係長） 波多野 裕

## 7. 会議の概要

事務局長 　ただ今から、令和7年第1回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は6名で、総会は成立しております。

　それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長は欠席のため、以降の議事の進行は会長職務代理者の穴井英雄農業委員にお願いいたします。

議長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 　それでは、議事録署名委員は、2番 田代カズヨ委員、5番 時松達也委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 　日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 　議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年1月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

　議案第1号 番号1です。農地の所在は、下城字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、15,490㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されております。自作地は、畑が9,771㎡、採草放牧地が3,055㎡、合計12,826㎡、使用収益権

を有する農地は、田が2,221㎡、畑が4,668㎡、合計6,889㎡です。3ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、常時雇用している労働力の記載があり、ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。5ページが譲り受け手の農地所有適格法人としての事業等の状況、6ページが構成員の状況、7ページが理事、取締役等の農業への従事状況です。8ページが今回売買する理由書になっております。9ページに位置図、10ページ航空写真の位置図、赤枠がされているところが今回の申請地の場所となっております。申請地の左斜め上にある施設は譲り受け手の養豚場です。11ページに現地立会時の写真、12ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松達也委員から報告をお願いします。

5 番 　　この案件については、12月27日に私と宮崎推進委員、中村推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、飼料作物を耕作している農地でした。今後は、譲り受ける者が営農及び管理をされていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われ。以上で報告を終わります。

議 長 　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 　　〇〇が建てられるのでしょうか。

係 長 　　施設を建てるのではなく、農地として利用するために譲り受けるとのこと。です。

7 番 　　対価が反当り〇〇円とは、そこそこの値段をするかと思うんですが、小国町の現況としては妥当な金額なんではないでしょうか。

事務局 長 妥当かどうかと言われたら難しいところではありますが、出す方が高く、受ける方が安くというのは常だと思えます。現在の法律で規制はありません。

4 番 買い手の方は、購入されて何を作付けするのですか。

係 長 農地として購入し、飼料作物を作ると聞いています。

6 番 ○○なので、飼料作物と言ったら何でしょうか。

係 長 飼料作物として牧草を与えることもあります。

5 番 私たちは、先日現地確認を行いました。売り手の売却理由書を読んでいただければと思いますが、資金繰りのことで農地を売却することにしました。また買い手は、○○です。現在円安で畜産業も海外からの輸入飼料で大変厳しい状況にいると思えます。もちろん許可の判断は、委員にありますが、個人的には、双方にとってこれはやむを得ない売買だと思えます。以上です。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 全員賛成 )

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案の通り決定します。

議 長 日程第3 議案第2号 番号1から番号7「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の3ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和7年1月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第2号 番号1です。利用権を設定する農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、2,221㎡です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は10年の使用貸借です。賃借料は使用貸借のため無償です。

次に番号2です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。合計面積は、1,540㎡です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は10年の使用貸借です。

番号3です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、2,502㎡です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は10年の使用貸借です。

次に議案書の4ページです。番号4です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、1,700㎡です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は10年の使用貸借です。

番号5です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。〇〇につきまして全体面積は2,304㎡のうち600㎡が貸し付けの対象地となっておりまして、886㎡と合計しまして1,486㎡が貸し付け地となっております。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は20年の使用貸借です。

続いて議案書の5ページです。番号6です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、続いて議案書の5ページです。字〇〇の5筆です。地目は、登記簿、現況共に田が4筆、畑が1筆です。合計面積は、7,561㎡。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

番号7です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田です。合計面積は、3,403㎡。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。番号7の所有者についてですが、この方は最近亡くなくなりましたが、書類を受付けた時点では生存されていました。受付時点で生存されているならば、手続き自体は進行するということです。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 番号1から番号4まで新規で使用設定するんですけど、今まで水稻とか荒れられたとかどういった状況でしたか。

係 長 今まで別の方が耕作されていたところではあります。荒れていたところを復旧して耕作する農地ではありません。

議 長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号1から番号7の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 全員賛成 )

議 長 全員賛成ですので、議案第2号 番号1から番号7の原案について同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第1回総会を閉会致します。

令和7年第1回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

5 番